

一般社団法人 日本栄養治療学会 学術評議員選考規則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人 日本栄養治療学会（以下「本学会」という。）定款施行細則 第24条第1項に定める本学会の学術評議員の選考に関して定めるものとする。

(学術評議員の資格)

第2条 学術評議員の資格は、次の各号のすべての条件を満たすものとする。

- (1) 原則として申請時満65歳未満の正会員
- (2) 申請時連続2年以上の会員歴を有し、会費を完納している者
- (3) 別に定める一定の業績を有する者

① 臨床栄養・栄養学に関する論文執筆、学会発表が5編以上あること。

そのうち、日本栄養治療学会（旧 日本臨床栄養代謝学会）年次学術集会（支部学術集会は除く）で筆頭演者としての発表歴が1回以上あること。

② 医師・歯科医師においては、臨床栄養・栄養学に関する筆頭著者としての査読のある学術論文が1編以上あること。

③ メディカルスタッフにおいては、NST 専門療法士の資格を有することを原則とすること。ただし、臨床栄養・栄養学に関する筆頭著者としての査読のある学術論文が1編以上ある場合は、これに準じるものとする。

- (4) 代議員2名の推薦を得た者

(学術評議員の申請)

第3条 学術評議員に申請するものは、毎年学会ウェブサイトに掲載される学術評議員申請公示に基づき、審査申請関係書類一式を指定提出期間内に「代議員・学術評議員選考委員会」へ提出する。

(学術評議員の選考)

第4条 学術評議員の選考は、定款第35条および定款施行細則第25条に基づき設置された代議員・学術評議員選考委員会（以下、「選考委員会」という。）が行う。

2 選考委員長および選考委員は、理事会が選任し、理事長がこれを委嘱する。

3 選考委員会会議は、当該年度の申請期日後に原則年1回開催し、学術評議員申請の審査選考を行い、選考結果を理事会へ提出する。

4 選考委員会は、選考会議において学術評議員の申請条件や申請書類の内容に関して精査し、必要があれば改善を行い、理事会へ提出する。

(学術評議員の選任)

第5条 学術評議員の選任は、年1回とする。

2 学術評議員は、選考委員会の選考を経て、理事会および社員総会の承認を得て、選任される。

(総会・学術評議員会)

第6条 学術評議員に選任されたものは、選任された翌年度の総会・学術評議員会から学術評議員としての出席資格を有する。

(学術評議員の任期および定年)

第7条 学術評議員の任期は、選任された社員総会の日から定款施行細則第24条第4項に定める満66歳に達した後の3月31日までとする。

2 満66歳に達した後の4月1日以降は、名誉会員・特別会員推戴者を除き、正会員資格へ移行する。なお、正会員資格の会費は、翌年度からの適用とする。

(学術評議員の資格喪失)

第8条 学術評議員は、定款施行細則第24条第4項に定めによるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の議を経てその資格を喪失する。

- (1) 本学会を休会、退会、自動退会もしくは除名処分となった場合には、その資格を失う。
- (2) 正当な理由なく連続して3回学術評議員会を欠席した場合には、その資格を失う。
- (3) 本人より辞退の申出があったとき。

(規則の変更)

第9条 この規則は、選考委員会および理事会の決議を経て変更することができる。

附則

1. 本規則は、令和3年7月20日に制定、施行する。
2. 本規程は、令和6年4月1日からの学会名称の変更に伴い「日本臨床栄養代謝学会」の箇所を「日本栄養治療学会」へと改める。
3. 本規程は、この規則は、令和6年8月23日一部改定、直ちに施行する。